

# デイサービスセンターあおぞらの家（共用型）重要 事項説明書

## （共用型指定認知症対応型通所介護サービス）

当事業者はご契約者に対して共用型指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

### 1 事業者

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 事業者の名称  | 社会福祉法人 あおぞら福祉会    |
| 事業者の所在地 | 島根県雲南市大東町下阿用691-2 |
| 法人種別    | 社会福祉法人            |
| 代表者名    | 理事長 森山幸朗          |
| 電話番号    | 0854-43-3129      |

### 2 事業所の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 事業所の種類    | 共用型指定認知症対応型通所介護事業所・平成18年11月1日指定 島根県3271400172号  |
| 事業所の目的    | 共用型指定認知症対応型通所介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、ご契約者に指定通所介護サービスを提供します。  |
| 事業所の名称    | デイサービスセンター あおぞらの家（共用型）  |
| 事業所の所在地   | 島根県雲南市大東町東阿用83-1  |
| 電話番号      | 0854-43-6555  |
| 管理者の氏名    | 上代由美子   |
| 当事業所の運営方針 | 1 事業所の共用指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定通所介護の提供に努めるものとする。<br>2 共用指定認知症対応型通所介護事業者の提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な関係を図りながら、常に利用者の認知症の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行う。<br>3 前項の規定に基づき提供した指定通所介護については、常にその質の評価を行い、その改善を図るものとする。 |

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 開設年月日      | 平成18年11月1日                 |
| 通常の事業の実施地域 | 雲南市（大東町、加茂町、木次町） 奥出雲町（仁多町） |
| 営業日及び営業時間  |                            |
| 営業日        | 月～日 12月31日～1月1日は休日とする。     |
| 営業時間       | 9時00分～16時30分（送迎時間を含まない。）   |

### 3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して共用指定認知症対応型通所介護事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（再掲含む）

| 従業者の職種 | 員数 | 区分 |     |
|--------|----|----|-----|
|        |    | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者    | 1  | 1  | 0   |
| 看護職員   | 3  | 0  | 3   |
| 介護職員   | 15 | 1  | 14  |

（主な職種の勤務体制）

| 従業者の職種 | 勤務体制  | 休暇         |
|--------|---|------------|
| 管理者    | 正規の勤務時間帯（13：30～17：30）常勤で勤務  | 4週8休       |
| 介護職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：30～16：30）</li> <li>日勤（8：30～17：30）</li> <li>遅番（11：30～20：30）</li> <li>夜朝（17：00～9：00内4時間休憩）</li> <li>・昼間（8：00～20：00）は、原則として職員1名あたり入所者3名以下のお世話をします。</li> </ul> | 原則<br>4週8休 |

#### 4 当事業所から提供サービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

##### 1 当事業所が提供するサービスについて

###### ① 食 事

当事業所では、調理員の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体  
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため  
離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

###### ② 入 浴

入浴することができます。

###### ③ 排 泄

ご契約者の排泄介助を行います。

###### ④ 機 能 訓 練（機能訓練加算はしていません）

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送  
るのに必要な機能の回復またはその減退を阻止するための訓練を実施する。

〈サービスの料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護給  
付額を除いた額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの料金は、ご  
契約者の要介護度に応じて異なります。）

（1日当たり）

| 要介護度と 基<br>本サービス料金       | 要介護 1<br>5,230 円 | 要介護 2<br>5,420 円 | 要介護 3<br>5,600 円 | 要介護 4<br>5,780 円 | 要介護 5<br>5,980 円 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| うち、介護保険から<br>給付される金額     | 4,707 円          | 4,878 円          | 5,040 円          | 5,202 円          | 5,382 円          |
| サービス料金に係る自<br>己負担額（1割負担） | 523 円            | 542 円            | 560 円            | 578 円            | 598 円            |
| サービス料金に係る自<br>己負担額（2割負担） | 1,046 円          | 1,084 円          | 1,120 円          | 1,156 円          | 1,196 円          |
| サービス料金に係る自<br>己負担額（3割負担） | 1,569 円          | 1,626 円          | 1,680 円          | 1,734 円          | 1,794 円          |

#### 加算料金

下記の該当する加算項目について1日に単位数×1円の料金が加算されます。

① 入浴加算 5 5 単位／日・人

② サービス提供体制強化加算（I） 2 2 単位／日・人

事業所において、介護職員に対する介護福祉士資格保有者の割合が50%以上有  
する場合に算定する加算です。

③ 介護職員等処遇改善加算（I） 基本サービス料金と入浴加算の合計  
単位数の18.1%

介護職員の賃金改善に係る加算です。

ご契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお支

払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## 2 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 日常生活品(おむつ代)等は、原則としてご家族で準備された物を使用させていただきます。
- ② 時間延長預かり（9時間以上の場合） 30分 500円
- ③ 食費 1食 550円
- ④ その他（遠足実費・理美容代等）

## 3 利用料金のお支払方。

前記1、2の料金、費用については原則以下の金融機関の中よりご指定いただき口座振替により領収させていただきます。振替日は15日とさせていただきます。（15日が土日祝日の場合は翌営業日となります。）

なお振替手数料をご負担いただきます。

| 金融機関名    | 振替手数料 |
|----------|-------|
| ゆうちょ銀行   | 10円   |
| 雲南農業協同組合 | 55円   |
| 山陰合同銀行   | 55円   |

## 4 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出下さい。
- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 5 事故発生時の対応

サービス利用者に万が一事故が発生した場合、職員が緊急の処置をし、御家族・関係機関に速やかに連絡し、適切に対応する。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険に加入し、事故等が発生した時は関係者と協議し対応する。

## 6 高齢者虐待防止について

- ・当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |       |
|-------------|-------|
| 虐待防止に関する責任者 | 森山 史朗 |
|-------------|-------|

- ・当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。
- ・サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者（入所者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

## 7 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者（入所者）または他のご利用者（入所者）の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者（入所者）及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 8 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- ・当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

## 9 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者（入所者）、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 10 地域との連携

- (1) 事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうデイサービスとなるために利用者、利用者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。
- (2) 6ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

## 11 第三者評価の実施状況等

第三者評価の実施状況 有  無

実施日 令和 年 月 日

評価機関名称

結果の開示 有  無

## 12 苦情・相談の受付について

事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

- 施設苦情・相談受付窓口 デイサービスセンターあおぞらの家（共用型）  
（担当者） 上代 由美子  
電話0854-43-6555

また、下記の窓口でも受け付けます。

- 苦情・相談受付窓口

|       |                |              |
|-------|----------------|--------------|
| 第三者委員 | 朝日 照男（民生委員）    | 0854-43-2772 |
|       | 勝部 洋一（法人監事）    | 0854-43-4613 |
| 市町村   | 雲南市地域包括支援センター  |              |
|       | 電話0854-42-8008 |              |

島根県国民健康保険団体連絡会 介護サービス苦情相談窓口  
電話0852-21-2811

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日  
9:00～17:00

説明担当者

デイサービスセンター あおぞらの家（共用型）

役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

上記重要事項の説明を受けその内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行者住所

署名代行者氏名

利用者との続柄

印